

琴浦町教育委員会会議録

日時 平成27年8月17日（月）午後4時00分～午後5時20分

場所 琴浦町生涯学習センター 第1会議室

出席委員 石前富久美委員長、高塚良平委員、前畑一子委員、 田中宣彦委員
小林克美教育長

欠席委員 なし

その他出席者 岩船教育総務課長、戸田社会教育課長、 長尾人権・同和教育課長
大谷学校給食センター所長、山本指導主事、井谷指導主事
高力教育総務課課長補佐

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について 前畑委員、高塚委員
- 日程第2 教育長報告
- 日程第3 報告事項
(1) 各課報告
- 日程第4 議案第46号 平成28年度から使用する中学校教科用図書の採択について
- 日程第5 議案第47号 琴浦町カウベルホール条例の一部改正について
- 日程第6 議案第48号 平成27年度琴浦町進学奨励金の受給者決定について
- 日程第7 議案第49号 平成27年度（9月期）補正予算要求について
- 日程第8 議案第50号 校区外就学申立ての承認について
- 日程第9 協議事項
- 日程第10 その他
(1) 琴浦町いじめ問題調査委員会について
- 日程第11 次回委員会開催日 9月25日（金）午後3時30分
- 日程第12 閉会 午後5時20分

平成27年 第10回定例会の会議概要記録

会議内容の記録

委員長 第10回教育委員会定例会を開会します。

日程第1 議事録署名委員指名

委員長 議事録署名委員を前畑委員と高塚委員にお願いします。

日程第2 教育長報告

委員長 日程第2 教育長報告をお願いします。

教育長

- ・教科書採択について
- ・行事報告と今後の予定等について以下のとおり説明と報告

1 行事報告等

- ① 7月27日(月) 総合教育会議
- ② 7月28日(火) 中部水泳大会
- ③ 7月30日(木) 臨時教育長会(服務規律について)
- ④ 8月2日(日) 第25回白鳳祭
- ⑤ 8月3日(月) 琴浦町教育研究会
- ⑥ 8月4日(火) 市町村教育委員研修会
- ⑦ 8月7日(金) 人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会
- ⑧ 8月9日(日) 差別をなくする町民のつどい
- ⑨ 8月11日(火) 新任・転任教職員研修会(東文セ)
- ⑩ 8月12日(水) 新任・転任教職員研修会(赤文セ)
- ⑪ 8月15日(土) 琴浦町 成人+5式

2 今後の日程

- ① 8月20日(木) 21日(金) 中国五県教育長会(島根)
- ② 8月21日(金) 男女共同参画会議 町長・教育長と語る会
- ③ 8月24日(月) 中学校2学期始業式
- ④ 8月26日(水) 小学校2学期始業式

- ⑤ 8月27日(木) 28日(金) 鳥取県町村教育長会研修会
- ⑥ 9月 3日(木) 校長会
- ⑦ 9月 5日(土) 中学校 運動会
- ⑧ 9月 7日(月) ~ 9月定例議会
- ⑨ 9月13日(日) 中部駅伝大会
- ⑩ 9月19日(土) 東伯郡PTA研修会
- ⑪ 9月20日(日) 琴浦町駅伝競走大会
- ⑫ 9月23日(水・祝) グルメでめぐるウォーク

委員長 何かお聞きになりたいことはありますか。無いようですので日程第3の各課の報告事項に移ります。

日程第3 報告事項

委員長 日程第3、報告事項(1)各課の報告を教育総務課からお願いします。

教育総務課長 ・夏期休業中の学校の様子について、事故・トラブル等の無い旨報告

委員長 次に社会教育課の報告をお願いします。

社会教育課長 ・社会教育課関係について資料により以下のとおり説明と報告

1 社会体育関係

(五輪代表川中選手関係)

(1) 川中香緒里さん8月21日帰郷 午後1時30分 町表敬訪問

懸垂幕掲揚・行政放送収録・町長表敬訪問→知事表敬訪問

8月22・23日アーチェリー国体中国ブロック大会

(会場 町総体サッカー場) 競技23日

9月5・6日 中国地区アーチェリー選手権大会(総体サッカー場)

町報掲載記事予定について

後援会組織について10月上旬を目処に立ち上げ

2 学芸文化関係

(1) ダイバツアー 8月1日(土) 39名参加

(2) 大高野遺跡保存活用検討委員会を8月6日に開催

3 生涯学習関係

(1) まなタン陸橋 「あいさつ」 橋名称募集

52名から76名の応募あり 9月中旬に名称・行動計画を決定。

(2) まなタン陸橋 8月10日に青色防犯灯（青色蛍光灯）に一部切替

(3) 社会教育委員会 9月上旬開催予定

委員長 何かご質問はありますか。（質疑無し）

無いようですので次に人権・同和教育課の報告をお願いします。

人権・同和教育課長 8月9日に「差別を無くする町民のつどい」をカウベルホールで開催しました。一般の方で193名、行政関係で113名、合計306名の方に参加をいただきました。ありがとうございました。

委員長 町民のつどいで託児はしておられたのですが、赤ちゃんを連れて会場に入っておられた方がいました。聴きたい時に赤ちゃんが泣いてしまったら聴けないということもありますし、講師の方もプロですから気が散るということも無いのかもしれませんが、少し気になりました。

人権・同和教育課長 受付の時に託児をしていますと声をかけられたそうですが、その方が責任を持って面倒を見るからどうしてもつれて入りたいと言われて会場に入られたのですが、あのような状況になってしまって途中で会場を出てロビーにおられました。受付としては託児を拒否されてしまうと強制的にということとは出来ないものですからあのような形になってしまいました。

委員長 結構長い間泣いたままでいらしたので、泣き出したらすみやかに退席していただくとか、それも一度ではなく何度かありましたので、そのあたりを徹底していただきたいと思ったのですが、どうでしょうか。

教育長 会場のカウベルホールでも、音声だけでなくモニターでもあると会場の外でも講演を見聴き出来ると思いました。託児室の方にでも映像や音声を流すことも考える必要があると思いました。

委員 モニターなど出来る限りの配慮をして理解を得ることが大事なのかなと思います。

委員長 このことについては、今後に向けて考えていただけたらと思います。

そのほかご意見ご質問はありませんか。（質疑無し）

給食センターからは報告はありますか。

学校給食センター長 今週いっぱいセンター内の点検や機械の保守を行い、27日からすべての小中学校の給食を開始します。

教育総務課長 関連してですが、これまでは教育民生常任委員会の中の話し合いだけでとどまっていたのですが、議会の全員協議会を開催していただいて、給食センター業務委託について議員さん全体で話し合いをしていただきました。今後の計画としては9月議会で業務委託に伴う債務負担行為を予算計上させていただき予定です。

委員長 確認ですが、調理業務委託の目的は簡潔に言えばどうなりますか。

教育総務課長 町全体としては行財政改改革、教育委員会としては調理業務を委託することにより栄養士業務の時間的効率化と給食センターの事務負担軽減が図れ、食育推進のため現場に出る時間や調査研究の時間の確保が出来、食育事業を充実していく事が出来るという捉え方をしています。

教育長 今は栄養士が献立を作り、調理師に調理の指示をしているのですが、調理業務を委託すると、あらかじめ委託先の代表者に伝達し、代表者が指揮を取って調理を行うこととなります。そのため、栄養教諭は午前中フリーになりますので学校に出かけて行って食育推進が今まで以上に充実して出来ることとなります。

教育総務課長 時間的余裕が出来ますので、創意工夫を持ってより一層食育推進に取り組む事ができる。そういったところに期待と可能性を持っているということです。

委員長 そこが教育委員会としては目指すところですね。わかりました。

日程第4 議案第46号

委員長 それでは議案の審議に入ります。議案第46号の中学校教科用図書の採択について説明をお願いします。本件についての協議内容については非公開とさせていただきます。

教育総務課長 議案第46号、平成28年度から使用する中学校教科用図書の採択について義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規程により本委員会の承認を求めるものであります。

(非公開)

委員長 議案第46号は承認されました。

日程第5 議案第47号

委員長 それでは次に議案第47号の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第47号、琴浦町カウベルホール条例の一部改正について、地方教育行政の組織および運営に関する法律第23条第12項及び第29条の規程により、本委員会の意見を求めるものであります。

これは現在、条例で定めている備品の使用料を規則で定めることに変更し、新たに備品を購入整備した際には毎月開催される教育委員会で規則改正を行い、迅速に使用料に反映させようというものです。

(添付の新旧対照表により説明)

委員長 条例と規則の違いということですね。単価的には変わっていないということですね。

社会教育課長 追加した5つの項目以外は変更ありません。

教育総務課長 本来、町民に直接関わり住民に負担を強いるものは議会で議決を経て決定しなければならないということで使用料とか負担金は基本的には条例となっておりますが、今回は財政と協議のうえ直接住民に影響を及ぼさないものであり、簡便化するに値するものとして条例にまで求める必要はないものとして判断されたものと思います。

委員 この使用料は時間ではなく1回の使用に対する金額ですか。

社会教育課長 はい。これまでと同じで1回の使用に対する単価です。

委員長 10月1日からの施行ですか。

社会教育課長 9月議会でまずは条例を改正して、その後に教育委員会に規則改正をかけさせていただきます。実施していくことになります。

委員長 他に質疑はありますか。(質疑無し)

日程第6 議案第48号

委員長 それでは次に議案第48号の説明をお願いします。

人権・同和教育課長 議案第48号、平成27年度琴浦町進学奨励金の受給者決定について、前回の

教育委員会の中で決定していただきましたが、その後に4名の申請がありましたので今回の教育委員会でご意見を求めるものであります。

(資料により説明)

委員長 要件は満たしていますね。

人権・同和教育課長 4件ともすべて要件は満たしています。

委員長 質問はありますか。(質疑無し)

議案第48号を承認してよろしいか。(全員賛意)

議案第48号は承認されました。

日程第7 議案第49号

委員長 次に議案第49号の説明をお願いします。

教育総務課長 平成27年度、9月期における補正予算要求について教育委員会に意見を求めるものであります。課ごとにそれぞれ簡単に概要説明させていただいてご意見をいただきたいと思っております。

教育総務課長 ・資料により教育総務課関係補正予算要求の概要説明

学校給食センター長 ・資料により給食センター関係補正予算要求の概要説明

委員長 先ほど説明のあった調理業務委託に伴う補正予算が計上されていませんが。

教育総務課長 これは事業予算要求になります。先ほど説明した調理業務委託については債務負担行為として総務課の方で全体をまとめた形で整理をしていくこととなります。今のところでは年間5千万で5箇年の契約という捉え方になります。

委員長 わかりました。それでは続けて説明をお願いします。

社会教育課長 ・資料により社会教育課関係補正予算要求の概要説明

委員長 以西体育館の修繕ですが、閉校施設の管理は今年度から総務課に移ったのですが、こちらで予算化するのですか。

社会教育課長 校舎については総務課の管理になりますが、校庭と体育館についての日々の営繕に類するものについては社会体育施設として社会教育課で予算化し、管理しています。

委員長 わかりました。続いて人権・同和教育課の説明をお願いします。

人権・同和教育課長 ・資料により人権・同和教育課関係補正予算要求の概要説明

委員長 質問はありますか。(質疑無し)

日程第8 議案第50号

委員長 それでは議案第50号の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第50号、校区外就学の申立ての承認についてであります。内容については担当者が説明いたします。

教育総務課課長補佐 ・(1件の校区外就学申立てについて申立書により説明)

委員長 転居はいつですか。

教育総務課課長補佐 7月8日です。

委員長 校区外ですが、スクールバスの乗車券は引き続き使用出来るということですか。今回は校区外就学ですが、完全に転居した場合はどうなりますか。

教育総務課長 転居先が徒歩通学になる場合は使用できません。今回は校区外の就学で聖郷小学校に属し、下校時に祖父母宅までの下校にスクールバスの利用が必要だということになります。来年度は3学年になりますので自立していただいて、居住地から指定の校区の学校へ通っていただく事が前提です。

委員長 継続しての校区外就学を希望された場合どうなりますか。

教育総務課長 申立て書が出されても承認できないということになります。校区制が崩れてきてしまいますからキチンと説明し、理解していただくよう指導していく必要があります。

委員長 わかりました。

それでは、本件については承認してよろしいか。(全員賛意)

議案第50号は承認されました。

日程第9 協議事項

委員長 それでは協議事項に入ります。事務局から協議事項がありましたらお願いします。

教育総務課長 事務局からは特にご協議いただく項目は設定していません。

委員長 協議事項が無ければ日程第10のその他に移らせていただきます。

日程第10 その他

委員長 (1) 琴浦町いじめ問題調査委員会について説明をお願いします。

教育総務課長 調査委員会の第1回を8月26日に開催する運びとなりました。当初は構成メンバーを7名予定していましたが、内容的に警察の方が関わり難いという事がありまして6名で進めます。肩書きは弁護士さん、小学校と中学校の代表の校長先生、人権擁護委員、民生児童委員さん、児童相談所の課長さん、その方々で進めていただきます。弁護士さんに座長になっていただいて会をまとめていただきたいと思っています。

委員長 委員が1名減となりますが、誰か他にという事はないのですか。

教育総務課長 補填はありません。条例で7名以内という形の中で所属を明記していますので、その他で一般学識経験者を入れることは出来ますが、暫定的にジャンルを決めていますし、会の運営上特に支障は無いと判断しております。

委員長 6名の方はご了解いただいたということですか。

教育総務課長 はい。承諾いただいています。

委員長 わかりました。それではよろしく願いいたします。

それでは、他に何かありますか。

教育総務課長 8月4日に参加いただきました市町村教育委員研修会のご感想を一言ずつでもいただければと思います。

委員長 保幼小中連携の分科会で若桜町の報告を聞いたのですが、義務教育の町中学校の9年間を終えた9年生の姿をどう捉えるかという観点で運営しておられると言う話でした。色々な話がありましたが、私が思ったのは日野町が小1プロブレムのために、小学校の教師を保育園に行かせた。南部町は反対に、小学校に上がったときに子どもたちがどんなことに困っているのかが見えないので小学校に保育士を派遣したという話を聞きました。保小連携としてこれも良いかなと思いました。可能性があるとするればそういうことは出来ますか。

指導主事 保育園から小学校というのは教育委員会とは管轄が違うので。

委員長 小学校に上がって何に困っているのかという事が見えないと保育士さんも対応が出来ないと言うことで、1学期間だけだったと思いますが、琴浦町でも出来れば、子どもたちが何に困っているのか様子も見えるのではないかという気が

しました。以上です

委員 私は教職員の多忙感解消という分科会だったのですが、参加者のほとんどが教育長だったのですが、教職員の多忙感という業務の内容よりも、残業するなどの指示で少なくなりましたという話で、残業が少なくなっても家に持ち帰っているのではという気がするので、これでどうかという雰囲気でした。

委員 10秒の愛の説明が良くて、他町からもよい取り組みですねと評価をいただきました。これから10秒の愛の取り組みをどのように進めていったらよいのかを考えさせられた会でした。

委員 私は現場にいた経験からすると、もう少し意識改革を教職員がしなければいけない部分もあるかなと感じています。1日は24時間しかないわけで、無駄を整理整頓しながら、職場で皆が考えていく機会も無ければいけないと思います。限られた時間の中で取り組んでいく、時間がなくて出来ないのなら前もって早めに取り組んでいく考え方を持つといった意識改革をしていかなければいけない。また、次に引き継ぐ人に作った資料を残してあげる。案外個人が所有してしまったりして残っていないのですよね。そういうところとか、省けるところや色々な所を教職員で話し合っていくのも必要なかなと思います。限られた時間の中で、もっと省けるところもあるのではないかと思うのです。そのあたりを教職員も考えていく場というのも必要ではないのかと昔を思い起こしながら話を聞かせてもらいました。

教育長 多忙感については、する人は何時までもするのですよね。ですから「早く帰れ」というのも一理あるのです。やろうとすればやることはいくらでもあるのです。

仕事量がほんとに多いのは、整理したりとか共有したりとか、省けるものを省いたりとか。たとえばいろんなものをシステム化して、サーバーに共有フォルダを作って、学年ごとクラスごと教科ごとに整理して情報共有してということをやってきました。そうするとやり方しだいで省けるところもあると思います。

委員 このような話が早く出ればよかったのですが。

委員長 他になければ次に進みます。

委員長 次回委員会の開催日時について9月25日(金)午後3時30分から開催します。

日程第12 閉会

委員長 本日の委員会は以上で閉会とします。

午後5時20分閉会